



各 位

2023年12月25日

会社名 株式会社 IJTT
代表者 代表取締役社長 瀬戸 貢一
(東証 スタンダード市場 コード番号7315)
問合せ先 管理部門統括 樋口 恵一
(TEL 045 - 777 - 5560)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年1月24日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日： 2024年1月24日（水曜日）
- (2) 公告日： 2024年1月9日（火曜日）
- (3) 公告方法： 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

<https://www.ijtt.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

2023年11月10日付け当社プレスリリース「ARTS-1株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、ARTS-1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年11月13日に開始した当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により公開買付者が当社の普通株式の全て（但し、当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等を付議議案に含む本臨時株主総会を速やかに開催することを当社に要請する予定とのことです。

当社は、上記の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、上記の基準日についても利用しない予定です。

以上